

# 香港タックスアラート

(香港税務速報)

第22回 | 2018年12月

## プライベートファンドの事業所得税に適用される新たな免税制度

### サマリー

2018年12月7日に、2018年香港税務（ファンドを対象とする事業所得税免税制度）（改正）法案が香港立法会へ提出された。法案には、香港で活動するプライベートファンドの事業所得税に対して新たに適用される総合的な免税措置が盛り込まれている。

新法案には、香港の事業所得税に適用される次の2種類の免税措置が盛り込まれている。

- (i) 一定の適格要件を満たしているファンドに適用される免税措置、および
- (ii) それらのファンドによって設立された「特別目的事業体」に対して適用される免税措置

新しい免税制度の対象範囲が広域に及ぶため、香港で活動するファンドの運用手続簡素化や投資関連活動の促進が期待される。香港のファンド業界にとって歓迎すべき動向である。

2018年12月7日、香港を拠点として活動するプライベートファンドの事業所得税に対する新たな総合的な免税制度を盛り込んだ、2018年香港税務（ファンドを対象とする事業所得税免税制度）（改正）法案が香港立法会へ提出された。

新法案は、既存のオフショア・ファンド免税制度に対してOECDおよび欧州連合が抱く懸念の解消、ならびに、香港におけるウェルス&アセットマネジメント業界全体の推進を目的としている。

新たな総合的な免税措置導入の背景には、ファンドを対象とする現行の事業所得税免税制度（2015年に改正されたオフショア・ファンド免税制度、ならびに今年既に導入済みのオープン・エンド型ファンド投資法人(OFC)免税制度）に含まれる実務的・技術的困難性が挙げられる。そのため、香港に投資チームを有するファンドの多くが、これらの優遇制度を利用していないのが実情であった。今回の新制度は大局的に見て大きな前進であり、香港政府が掲げる長期的目標である「香港におけるウェルネス&アセットマネジメント業界のさらなる発展」に貢献すると考えられる。また、ファンド業界、特にプライベート・エクイティの関与者にとって歓迎すべき制度である。

特筆すべき重要な変更点として、従前のファンド向け免税制度に含まれていた制限条項（ティンティング条項）が除かれたことが挙げられる。これにより今後は、ファンドが免税措置の要件を満たさない特定の投資ポートフォリオを有する場合でも、要件を満たす他の投資商品は免税措置の対象とされる。これは大きな改善点であり、ファンドは一度でも意図せず不適格な投資を行った結果、他の全ての投資商品までもが優遇措置の対象外となるリスクから解放され、より多くの重要な投資運用活動をオンショアで実施できるようになる。

新たな免税制度におけるもう一つの特長として、個別の制度である「非居住者（オフショアファンドを含む）対象の免税措置」と「香港で設立されたOFCに適用される免税措置」が統合される点が挙げられる。ファンド以外の個人については、既存の非居住者対象の免税制度が引き続き適用される。これらの現行免税制度の無効化が提案された当初、ウェルス・マネジメント業界全体への影響について、深刻な懸念が広がっていたことを考慮すると、これは歓迎すべき動向である。

プライベートファンドによるOFCへの投資が極めて限定的であった理由として、規制当局から承認を得るための手間と、OFC事業所得の免税手続における煩雑性が考えられる。新法案の成立により、現行のOFC事業所得免税制度は、新たな総合的プライベートファンド免税制度に組み込まれることになる。その過程において、OFCの免税対象に義務付けられていた煩雑な適用基準も撤廃される。これも望ましい傾向であるといえる。一方、規制上の理由により、実務上はOFCによる利用が引き続き限定的となる可能性が残る。

その他の歓迎すべき動向として、当初の提案では盛り込まれる予定であった、香港での成功報酬に対する課税（或いは最低でも一部の課税）が、新法案に含まれていない点が挙げられる。類似した条項は、今年に既に成立した法案（OFC法人に対する免税制度の導入が盛り込まれた法案）に含まれており、当初は今回の法案にも盛り込まれる予定であった。プライベート・エクイティ業界による活発なロビー活動の結果、最終的には当該条項がプライベートエクイティ・ファンドによる香港での投資チームの設立・維持に係る意思決定に悪影響を及ぼす可能性を、政府関係者が理解し受け入れたようである。

### 香港におけるファンドに対する免税制度の沿革

2006年、香港税務条例（オフショア・ファンドの事業所得税免除）において、一定の適格要件を満たしたオフショア・ファンドに対する最初の免税措置が適用された。当該免税措置はその後数年間変更されなかったが、この間はプライベートエクイティ・ファンドの投資活動には対応していなかった。この状態は、2015年に既存の免税措置の範囲をオフショア・プライベートエクイティ・ファンドへ拡大する新法が適用される形で変更が加えられた。また、上記とは別に、本年に既に成立した新法によって、香港で設立されたOFCを対象に、事業所得税が免税されることになった。後者の免税制度の目的は、香港においてOFCを利用可能とするため、会社条例の改正案を補完することにあった。

既存の免税制度は概ね、香港で活動する特定のタイプのファンド（特にヘッジファンド）にとっては問題ない内容であった。しかし、多くのプライベートエクイティ・ファンドは、免税制度の利用には消極的であった。今回の新たな免税制度は、多くの業界関係者に歓迎されるであろう。

### 新たな免税制度の重要な特徴

新法案には香港の事業所得税に対する2種類の免税措置が盛り込まれている。

- 一定の適格要件を満たしているファンドに対する免税措置
- それらのファンドが設立した「特別目的事業体(SPE)」に対する免税措置

新たな免税制度の適用基準を事業体が満たさない場合、オフショアファンドを対象とする既存の免税措置が引き続き適用される。

現行のOFC免税制度は全面的に差し替えられ、重要な部分は新法案に組み込まれることとなる。

新免税制度は広域をカバーしており、居住者・非居住者双方のファンド、これらのファンドが設立したSPEによる取引、ならびに、プライベート・エクイティや他の投資形態ファンドが検討すると思われる、代表的な投資活動に適用される。

免税制度の利用対象となる様々なファンドが潜在的に存在することは、確実に好材料であり、現状の改善につながる。「ファンド」の定義に、ソブリン・ウエルス・ファンドが具体名として含まれていることは、良い方向へ向かっていることを示す良い例である。また、年金ファンドならびに他の投資形態のシングル・インベスター・ファンドについて、免税制度の潜在的な利用機会が存在していることも、同様に好材料だと言える。

ただし以下に説明する通り、後者が適用対象である「ファンド」として認められるか否かは、より明確な整理が必要である。

新免税制度の特徴として、その適用範囲が広域であることから、香港で活動するファンドについては、現行の運用手続の簡素化ならびに香港での投資関連活動促進が実現できると予想される。これは明らかに好ましい傾向であり、これが実現されることをファンド業界も待ち望んでいる。また、香港への新規参入を望むファンドにとっても、各段に活動し易くなると思われる。さらに、ファンドにとっては、投資収益に対する追加課税のリスクを負うことなく、香港における新たな資産クラス（例えば、インフラ資産）へ投資する潜在的な機会も得ることができる。

### 改善すべき領域

全体的には新免税制度の導入は大きな前進であるが、ファンドが十分な安心感を得て新減免制度を活用するためには、対処すべきいくつかの課題が残されている。これらの課題は以前から存在しているため、政府には、ガイダンスではなく最終法案としてそれらの課題への対処法を盛り込むことを期待する。これまでの傾向から、中規模から大規模のファンド（つまり、香港政府がより積極的に香港へ誘致しようとするファンド）が運用するガバナンス手続においては、税務当局のガイダンスよりも、法律上の文言に重きがおかれる傾向があった。特に個々の課題に関して、税務当局のガイダンス上で明確に言及されていない場合に、その傾向が顕著であった。不明確な領域としては、以下が挙げられる。

- ファンドのSPEが保有する上場有価証券の取り扱い。例えば、プライベートエクイティ・ファンドが投資した種々の上場・非上場証券が、SPEを通して保有されている場合、SPEの免税措置対象には当該上場証券が含まれないと考えられる。SPEが適格として保有・管理できるのは非上場証券のみのためである。一方で、ファンドが直接的に保有する上場証券は免税されるべきである。しかし、法的および税務以外の要因によって、それができなくなるケースがしばしば見られる。

上場証券或いは非法人証券（パートナーシップ、信託等）がなぜSPE免税措置の適用外となるのか、その理由について、明確な方針は存在しないようである。そのため、政府には、この問題について、ガイダンスによる対処ではなく、法律に反映させることを目的とした法改正を想定している。

（注：本件は税務当局のガイダンスが法律の内容と一致していないため、ファンドがガイダンスを信頼することができない、という問題の一例。）

- ファンドに対する免税措置ならびにSPEに対する免税措置は、どちらも保有期間が2年未満の投資に関わるカーブアウトの対象である。これらに該当する投資の内、ファンド或いはSPEがポートフォリオ企業を支配しており、なおかつその企業が（直接的或いは間接的に）保有する「短期資産」の価値が企業の総資産の5割超に相当するものについては、免税措置の対象外となる。

短期資産の定義は非常に広域に及ぶため、気付かない内に、事業或いは資産の拠点に関係なく、総資産の5割を超える取引株式或いは取引資産を有するポートフォリオ企業をファンドに取り込んでしまう可能性がある。これらの条項がどのような取り決めに対して言及しているのか不明確だが、最低でも適用対象はグローバルな資産ではなく、香港に資産を持つポートフォリオ企業に制限されるべきである。

- 法案には、ソブリン・ウェルス・ファンドが新たな免税措置の対象となる「ファンド」に該当すると、具体名を挙げて示されている。ただし、年金ファンド或いは他のシングル・インベスター・ファンド等については然程明確にはされていない。今回の免税措置は、これらの投資ピークルをも対象とする意図があるように見受けられるが、この点が明確になれば有益である。

## KPMGの所見

新法案の提出により、香港のアセット&ウェルス・マネジメント活動を推進する香港政府の取り組みが一步前進した。

一見したところ、今回のプライベートファンドの事業所得税に適用される新しい総合的な免税制度は、香港で活動するプライベートエクイティ・ファンドにとって、信頼性が高く利用しやすいものに見える。制度を利用することにより、これらのファンドは、細かな運用手続や、香港における課税リスク回避のための投資構成検討の負担から解放されるだろう。また、当該法案により、香港が、投資活動に対して明確かつ総合的な免税制度が制定されている他のファンドセンターと同等の水準に達することができるだろう。

ただし、法案にはまだいくつか改善の余地がみられるため、政府には、成立前の法案改正を前向きに検討し、これらの部分が修正されることを期待する。これらの修正は、政府の目標である「香港における、アセット&ウェルス・マネジメント業界の推進」の達成に向けた一助となることに疑いの余地は無い。

KPMGは、ファンドの構成において豊富な経験を持ち、ファンドに対するサービスに特化した、税務の専門家で構成される専任チームを有しています。KPMGのチームは、実際に皆さまとお会いし、これらの変化が貴事業へ及ぼす影響についてお話できることを楽しみにしています。

詳細については以下の税務窓口までお問合せ下さい。

### Darren Bowdern

Head of Alternative Investments, Hong Kong  
T: +852 2826 7166  
[darren.bowdern@kpmg.com](mailto:darren.bowdern@kpmg.com)

### Sandy Fung

Partner, Tax  
T: +852 2143 8821  
[sandy.fung@kpmg.com](mailto:sandy.fung@kpmg.com)

### Benjamin Pong

Partner, Tax  
T: +852 2143 8525  
[benjamin.pong@kpmg.com](mailto:benjamin.pong@kpmg.com)

### Malcolm Prebble

Partner, Tax  
T: +852 2685 7472  
[malcolm.j.prebble@kpmg.com](mailto:malcolm.j.prebble@kpmg.com)

### Naoko Hirasawa (平澤 尚子)

Partner, Global Transfer Pricing Services,  
Head of GJP China Tax  
[naoko.hirasawa@kpmg.com](mailto:naoko.hirasawa@kpmg.com)

### Vivian Chen (ヴィヴィアン チェン)

Partner, GJP China Tax  
[vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

# Contact us:



**Lewis Y. Lu**  
National Head of Tax  
Tel: +86 21 2212 3421  
[lewis.lu@kpmg.com](mailto:lewis.lu@kpmg.com)



**Curtis Ng**  
Head of Tax, Hong Kong  
Tel: +852 2143 8709  
[curtis.ng@kpmg.com](mailto:curtis.ng@kpmg.com)

## Corporate Tax Advisory



**Matthew Fenwick**  
Partner  
Tel: +852 21438761  
[matthew.fenwick@kpmg.com](mailto:matthew.fenwick@kpmg.com)



**Stanley Ho**  
Partner  
Tel: +852 2826 7296  
[stanley.ho@kpmg.com](mailto:stanley.ho@kpmg.com)



**Charles Kinsley**  
Partner  
Tel: +852 2826 8070  
[charles.kinsley@kpmg.com](mailto:charles.kinsley@kpmg.com)



**Alice Leung**  
Partner  
Tel: +852 2143 8711  
[alice.leung@kpmg.com](mailto:alice.leung@kpmg.com)



**Ivor Morris**  
Partner  
Tel: +852 2847 5092  
[ivor.morris@kpmg.com](mailto:ivor.morris@kpmg.com)



**John Timpany**  
Partner  
Tel: +852 2143 8790  
[john.timpany@kpmg.com](mailto:john.timpany@kpmg.com)



**Eva Chow**  
Director  
Tel: +852 26857454  
[eva.chow@kpmg.com](mailto:eva.chow@kpmg.com)



**Elizabeth de la Cruz**  
Director  
Tel: +852 28268071  
[elizabeth.delacruz@kpmg.com](mailto:elizabeth.delacruz@kpmg.com)



**Natalie To**  
Director  
Tel: +852 2143 8509  
[natalie.to@kpmg.com](mailto:natalie.to@kpmg.com)



**Michael Olesnick**  
Special Advisor  
Tel: +852 2913 2980  
[michael.olesnick@kpmg.com](mailto:michael.olesnick@kpmg.com)

## Deal Advisory, M&A Tax



**Darren Bowdern**  
Head of Financial Services  
Tax, Hong Kong  
Tel: +852 2826 7166  
[darren.bowdern@kpmg.com](mailto:darren.bowdern@kpmg.com)



**Yvette Chan**  
Partner  
Tel: +852 2847 5108  
[yvette.chan@kpmg.com](mailto:yvette.chan@kpmg.com)



**Sandy Fung**  
Partner  
Tel: +852 2143 8821  
[sandy.fung@kpmg.com](mailto:sandy.fung@kpmg.com)



**Benjamin Pong**  
Partner  
Tel: +852 2143 8525  
[benjamin.pong@kpmg.com](mailto:benjamin.pong@kpmg.com)



**Malcolm Prebble**  
Partner  
Tel: +852 2685 7472  
[malcolm.j.prebble@kpmg.com](mailto:malcolm.j.prebble@kpmg.com)

## China Tax



**Daniel Hui**  
Partner  
Tel: +852 2685 7815  
[daniel.hui@kpmg.com](mailto:daniel.hui@kpmg.com)



**Adam Zhong**  
Partner  
Tel: +852 2685 7559  
[adam.zhong@kpmg.com](mailto:adam.zhong@kpmg.com)



**Travis Lee**  
Director  
Tel: +852 2143 8524  
[travis.lee@kpmg.com](mailto:travis.lee@kpmg.com)



**Wade Wagatsuma**  
Head of US Corporate Tax,  
Hong Kong  
Tel: +852 2685 7806  
[wade.wagatsuma@kpmg.com](mailto:wade.wagatsuma@kpmg.com)



**Vivian Tu**  
Director  
Tel: +852 2913 2578  
[vivian.l.tu@kpmg.com](mailto:vivian.l.tu@kpmg.com)



**Becky Wong**  
Director  
Tel: +852 2978 8271  
[becky.wong@kpmg.com](mailto:becky.wong@kpmg.com)

## US Tax

## Global Transfer Pricing Services



**Karmen Yeung**  
Head of Global Transfer  
Pricing Services, Hong Kong  
Tel: +852 2143 8753  
[karmen.yeung@kpmg.com](mailto:karmen.yeung@kpmg.com)



**Lu Chen**  
Partner  
Tel: +852 2143 8777  
[lu.l.chen@kpmg.com](mailto:lu.l.chen@kpmg.com)



**Patrick Cheung**  
Partner  
Tel: +852 3927 4602  
[patrick.p.cheung@kpmg.com](mailto:patrick.p.cheung@kpmg.com)



**Irene Lee**  
Director  
Tel: +852 2685 7372  
[irene.lee@kpmg.com](mailto:irene.lee@kpmg.com)



**Lachlan Wolfers**  
National Head of Indirect  
Tax & Tax Technology;  
Asia Pacific Regional Leader,  
Indirect Tax  
Tel: +852 2685 7791  
[lachlan.wolfers@kpmg.com](mailto:lachlan.wolfers@kpmg.com)



**Alexander Zegers**  
Director, Tax Technology  
Tel: +852 2143 8796  
[zegers.alexander@kpmg.com](mailto:zegers.alexander@kpmg.com)

## People Services



**Murray Sarelius**  
National Head of People  
Services  
Tel: +852 3927 5671  
[murray.sarelius@kpmg.com](mailto:murray.sarelius@kpmg.com)



**Barbara Forrest**  
Partner  
Tel: +852 2978 8941  
[barbara.forrest@kpmg.com](mailto:barbara.forrest@kpmg.com)



**David Siew**  
Partner  
Tel: +852 2143 8785  
[david.siew@kpmg.com](mailto:david.siew@kpmg.com)



**Gabriel Ho**  
Director  
Tel: +852 3927 5570  
[gabriel.ho@kpmg.com](mailto:gabriel.ho@kpmg.com)



**Kate Lai**  
Director  
Tel: +852 2978 8942  
[kate.lai@kpmg.com](mailto:kate.lai@kpmg.com)

## [kpmg.com/cn](http://kpmg.com/cn)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2019 KPMG Huazhen LLP — a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited — a wholly foreign owned enterprise in China, and KPMG — a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2019 KPMG, a Macau partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2019 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.